

各分区において、「和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例」により、下記の表に掲げる建築物等以外の建築が禁止されています。

商港区

- 1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
知事が指定する事業（水先案内業、通関業、引船業、観光案内業、海事代理業）
- 3 銀行の支店及び損害保険代理店の事務所
- 4 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 5 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- 6 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他知事の指定するこれらに類する施設
- 7 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設
- 8 空港施設
- 9 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 10 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
知事が指定する官公署（動物検疫所、植物防疫所、航路標識事務所その他港湾に関連する官公署
- 11 旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下同じ。)その他知事が指定する便益施設
- 12 ガソリンスタンド

工業港区

- 1 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- 2 原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設
- 3 2に規定する工場に附属する研究施設及びその附帯施設

- 4 **海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業の用に供する事業所及びその附帯施設**
知事が指定する事業〔日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定める電気・ガス・熱供給・水道業及び製造業（その製品の修理加工業を含む）〕
- 5 2、3及び4に規定する施設に従事する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 6 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- 7 日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する**便益施設**
知事が指定する便益施設（ガソリンスタンド）

漁港区

- 1 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- 3 漁船の修理施設及び造船施設並びにこれらの附帯施設
- 4 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- 5 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- 6 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- 7 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- 8 漁船乗組員及び漁業関係従事者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設
- 9 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する漁業関係者の事務所
- 10 水産庁、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- 11 日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設

マリーナ港区

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上下架施設
- 3 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
- 4 海上保安官署、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- 5 レクリエーション用船舶の利用者のための旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設
- 6 レクリエーション用船舶の利用者のための居住の用に供する住宅

修景厚生港区

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾

施設

- 2 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他知事が指定するこれらに類する施設
- 3 港湾関係者のためのスポーツ施設、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
- 4 海上保安官署、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
- 5 港湾関係者のための休泊所、物品販売業を営む店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設